

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野々市市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に含めることにより万全を期している。

評価実施機関名

野々市市長

公表日

令和5年6月5日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	個人住民税関係事務
事務の概要	<p>個人住民税は、地方税法及びその他の地方税に関する法律及び市税条例に基づき、住民税の当初課税、徴収、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。納税額が課税額より多い場合は超過額を還付、納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税原票の照会 住民税課税情報の照会 課税データ、給与所得者の異動届の入力 他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認(情報提供ネットワークシステムを使用) 納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。 賦課情報に基づき、申請に応じて課税・所得等の証明書を発行する。 納税通知書の出力
システムの名称	個人住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税原票管理システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル 課税対象者情報ファイル 課税基本情報ファイル 申告受付支援システム情報ファイル 地方税電子申告支援サービス情報ファイル 課税原票イメージファイル 収納統合ファイル 口座情報ファイル 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16の項並びに地方税法等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
法令上の根拠	番号法第19条8号、同法別表第二の27及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号、並びに地方税法等
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	総務部税務課
所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月20日	5 部署	市民生活部税務課	総務部税務課	事後	
平成28年4月13日	評価実施機関における担当部署 所属長	税務課長 堀 裕之	税務課長 越柴 一良	事後	
平成28年7月22日	-1対象人数 及び -2取扱者数	平成27年5月20日時点	平成28年6月30日時点	事後	
平成29年5月23日	評価実施機関における担当部署 所属長	税務課長 越柴 一良	税務課長 中川 弥生	事後	
平成29年5月23日	-1対象人数 及び -2取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年4月28日時点	事後	
平成30年6月28日	評価実施機関における担当部署 所属長	税務課長 中川 弥生	税務課長	事後	
平成30年6月28日	-1対象人数 及び -2取扱者数	平成29年4月28日時点	平成30年5月16日時点	事後	
令和1年6月10日	-1 事務の概要	<p>個人住民税は、地方税法及びその他の地方税に関する法律及び市税条例に基づき、住民税の当初課税、徴収、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 納税額が課税額より多い場合は超過額を還付、納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>課税原票の照会 住民税課税情報の照会 課税データ、給与所得者の異動届の入力 他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認(情報提供ネットワークシステムの使用を想定)</p> <p>納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。 賦課情報に基づき、申請に応じて課税・所得等の証明書を発行する。 納税通知書の出力</p>	<p>個人住民税は、地方税法及びその他の地方税に関する法律及び市税条例に基づき、住民税の当初課税、徴収、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 納税額が課税額より多い場合は超過額を還付、納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>課税原票の照会 住民税課税情報の照会 課税データ、給与所得者の異動届の入力 他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認(情報提供ネットワークシステムを使用)</p> <p>納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。 賦課情報に基づき、申請に応じて課税・所得等の証明書を発行する。 納税通知書の出力</p>	事後	
令和1年6月10日	リスク対策	-	項目追加による記載	事後	
令和2年10月1日	-1対象人数 及び -2取扱者数	平成30年5月16日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年10月1日	リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	課題が残されている	十分である	事後	
令和3年6月1日	-1対象人数 及び -2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	4 法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年6月21日	-1対象人数及び 扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月5日	-1対象人数及び 扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	